

市内小中学校における児童生徒や教職員及びその関係者に新型コロナウイルス感染者等が発生した場合の対応について

名張市教育委員会
令和2年9月1日

1. 対応の基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症に対する文部科学省の通知等を踏まえ、市内の児童生徒や教職員及びその関係者に新型コロナウイルス感染症が発生した場合、その対応については、事実に基づいた適切な感染拡大防止対策に可能な限り努めながら、児童生徒の学びを止めないことがとても重要です。また、噂やデマに流されないプライバシーに配慮した冷静な対応が、子どもたちに安全で安心した環境を提供することにつながります。

そのために、学校及び教育委員会においては、手洗いやマスク着用、換気といった基本的な感染症対策に加えて、感染拡大リスクが高い「3つの密」をできるだけ避けるなど、新しい生活様式を取り入れた学校づくりに取り組むとともに、下記の点に留意し、感染者等が発生した場合の対応に万全を期します。

- ・学校は教育委員会との連絡を密にし、保健所や学校医をはじめ各行政機関等の指導助言を受け、連携を図りながら対応します。
- ・全国及び近隣の府県、三重県及び近隣の市の状況を考慮しながらも、名張市の感染状況（行動基準レベル参照）に応じて対応します。
- ・感染拡大防止に努めながら、児童生徒の学びを止めない観点を大切にします。
- ・感染者を特定するような言動や情報の拡散、新型コロナウイルスの感染を理由とした不当な差別、偏見、いじめを決して許さない態度を養います。
- ・最終的には、名張市新型コロナウイルス感染症対策本部の方針に基づき対応します。

※以下のことについては、上記の内容を踏まえることとし、保健所等の関係機関との連携についての記載は省略します。

2. 児童生徒に関すること

(ア) 児童生徒に濃厚接触者や感染者がいない場合

本年4月1日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言では、「現時点の知見では、子どもは地域において感染拡大の役割をほとんど果たしてはいないと考えられている。したがって、学校については、地域や生活圏ごとの

まん延の状況を踏まえていくことが重要である。」とされており、これまでに引き続き、朝の健康観察を行い、体調不良の児童生徒がいた場合は下校させる等、健康や安全に配慮して無理をさせない対応をとることとします。

また、手洗いやマスク着用、できる限りの三密の回避、休み時間ごとの教室換気などの学校における感染防止対策を十分に行うとともに、可能な限り、授業や部活動各種行事等の教育活動を継続し、子どもの健やかな学びを保障していきます。

(イ) (ア)のうち、児童生徒の関係者（教職員を除く）が濃厚接触者等によりPCR検査を受けた場合

学校の対応については（ア）と同じですが、その情報が学校に入る体制を整えるとともに、（ウ）の状態に移行する可能性があり、当該児童生徒が感染拡大の不安等を理由に欠席する場合は、状況に応じて出席停止にする等の配慮を行います。

※濃厚接触者等とは、濃厚接触者以外に、発熱等の症状によりPCR検査を受ける者も含む。

(ウ) 児童生徒が濃厚接触者等によりPCR検査を受けた場合

PCR検査の結果が出るまで自宅待機（出席停止）を行い、結果が陽性であれば、（エ）による対応とします。また、濃厚接触者の場合は、結果が陰性であっても、保健所等の指導のもと、指示された期間は自宅待機（出席停止）を行い、その他の児童生徒については、（ア）及び（イ）の対応を行います。

なお、基本的に学校は臨時休業としません。ただし、濃厚接触者の占める割合等、状況によっては、その限りではありません。

(エ) 児童生徒が感染者となった場合

当該児童生徒は、治癒までの期間を出席停止とし、保健所等による濃厚接触者の特定等の対応に協力するとともに、感染の状況に応じて、保健所等の指導のもと、感染者が発生した後、1～3日間（土日祝日を含む）の学級・学年または全学年の臨時休業を行い、消毒等を実施します。

また、感染経路の特定状況、当該児童生徒の直近の出席状況、他の児童生徒や教職員との接触状況、学校内外での感染状況等を踏まえて、臨時休業を行わないことや、その期間を延長することもあります。

なお、市内の他の小中学校については、感染経路、学校間の児童生徒や教職員の接点等を考慮して臨時休業の有無を決定します。

(オ) 長期に臨時休業となった場合の登校日について

長期に臨時休業となった場合の学習指導については、地域の感染状況、学校や児童生徒の状況等も踏まえながら、臨時休業期間中であっても、家庭内での学習状況の確認、健康観察などを行うことを目的に、登校日を設けることも検討します。さらに、児童生徒の学習の進捗状況によっては、長期休業期間中に登校日を設けることも検討します。

なお、休業日における登校日については、参加できない児童生徒を欠席扱いとはしません。

3. 教職員に関すること

(ア) 教職員が濃厚接触者等によりPCR検査を受けた場合

PCR検査の結果が出るまで自宅待機を行い、結果が陽性であれば、(イ)による対応とします。また、濃厚接触者の場合は、結果が陰性であっても、保健所等の指導のもと、指示された期間は自宅待機を行い、その間は特休扱いとします。

なお、基本的に学校は臨時休業としません。

(イ) 教職員が感染者となった場合

当該教職員は、治癒するまでの期間を出勤停止とし、その間は特休扱いとします。また、学校は、保健所等による濃厚接触者の特定等の対応に協力するとともに、感染の状況に応じて、保健所等の指導のもと、感染者が発生した後、1～3日間（土日祝日を含む）の学級・学年または全学年の臨時休業を行い、消毒等を実施します。

また、学校の再開については、感染経路の特定状況、児童生徒や他の教職員との接触状況等を十分に考慮して決定します。

4. 公表の範囲について

児童生徒や教職員に感染者が確認された場合については、市民の不安や感染症防止対策に備えて、積極的な公表が求められているため、当該児童生徒や教職員のプライバシーに配慮したうえで、三重県が公表する範囲に加えて、感染者が確認された学校名を公表することがあります。

また、感染者を特定するような言動や情報の拡散、新型コロナウイルスの感染を理由とした不当な差別、偏見、いじめを決して許さない態度を養います。

なお、学校は、このことについて、事前に児童生徒や保護者、学校運営協議会等に周知し理解を求めてください。